

令和 8 年度 豊見城市学力強化支援事業（受験対策講座）
公募型プロポーザル実施要領

この要領は、豊見城市学力強化支援事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、豊見城市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）が実施する公募型プロポーザルに参加しようとする事業者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 目的

本プロポーザルは、市教育委員会が受注者に委託する本事業について、事業実施の能力等の審査を公募型プロポーザル方式により行い、最も本事業の遂行に的確と判断される事業者（以下「優先交渉権者」という。）を選定するために行う。

2 選定方法

市教育委員会が、事業者から提出された企画提案書を審査し、優先交渉権者を選定する。

3 委託業務の概要

（1） 業務名

令和 8 年度 豊見城市学力強化支援事業（受験対策講座）

（2） 業務内容

別添「令和 8 年度 豊見城市学力強化支援事業（受験対策講座）仕様書」のとおり

（3） 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

4 見積限度額

11,946,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※この金額は上限額であり、必ずしも契約金額と同額ではない。

※プロポーザル選定結果に基づき、市教育委員会は優先交渉権者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、見積限度額を上限として契約を締結するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を全て満たすものとする。

- （1） 民間教育事業者、一般社団法人及び特定非営利活動法人については、法人格を有すること（ただし、社会教育団体は除く。）。
- （2） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （3） 各自治体から指名停止又は指名除外等の措置を受けている者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による更生手続き又は再生手続中でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその団体の構成員等警察当局から排除要請を受けていないこと。
- (7) 事業目的の趣旨を踏まえた事業計画を立案し、本事業の実施に必要なノウハウや実施体制が確立できること。

6 選定スケジュール（予定）

内 容	日 時
公募開始（ホームページ掲載）	令和 8 年 7 月 3 日（金）
質問受付期間	令和 8 年 7 月 15 日（水）17 時まで（必着）
質問回答期日	令和 8 年 7 月 22 日（水）
企画提案書提出期日	令和 8 年 8 月 3 日（月）17 時まで（必着）
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和 8 月中旬
選考結果通知	令和 8 月中旬～下旬

7 質問の受付等

本事業に関する質問は、次のとおり受け付ける。

(1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式 2）に記入のうえ、下記電子メールアドレスまで送信すること。

※提出期限以降に提出された質問及び規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

(2) 提出先

豊見城市教育委員会 学校教育課 学校教育班

電子メールアドレス kyouiku-g@city.tomigusuku.lg.jp

(3) 質問に対する回答

市教育委員会が全ての質問を匿名にして取りまとめ、豊見城市ホームページ上で回答する。ただし、質問内容が質問者固有の提案内容に密接にかかわる場合等は、質問者に対してのみ回答することがある。

また、質問内容によって本企画提案による業者選定の公平性が保てないと判断した場合は、回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

8 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

No.	名称	様式	提出部数
1	企画提案書かがみ	様式 1	原本 1 部、写し 7 部
2	企画提案書	任意様式	
3	事業者概要	様式 3	
4	業務実績書	様式 4	
5	業務実施計画書	様式 5	
6	人員配置計画書	様式 6	
7	団体の登記事項証明書（社会教育団体を除く。発行から 3 ヶ月以内）	—	
8	直近の財務書類	—	
9	国及び地方税納税証明書（直近年度分）	—	
10	見積書	様式 7	

(2) 提出先

豊見城市教育委員会 学校教育課 学校教育班

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内に必着）

(4) 留意事項

プレゼンテーション当日等に追加資料の提出は認めない

9 プレゼンテーション・ヒアリング審査

(1) 実施日時

企画提案書の提出期日以降、参加者へ個別に通知する。

(2) 時間配分

各参加者概ね 30 分程度（プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 10 分）

(3) 実施方法

ア 当日は、提出した企画提案書をもとにプレゼンテーションをすること。

※パワーポイント等を使用する場合は事前連絡することとし、使用する PC 等の機器は各参加者で用意のうえ、当日持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは市教育委員会にて用意する。

イ 説明者は 3 人以内（本業務を担当する者を必ず含むこと）とする。

10 企画提案書の審査

(1) 審査方法

審査員がプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を経て、優先交渉権者を選定する。なお、配点は審査基準表のとおりとする。

(2) 審査結果

審査結果は、参加者全員に対して速やかに書面で通知する。

(3) その他

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申し立て等は受け付けないものとする。

11 契約の締結

市教育委員会は、優先交渉権者と本事業の契約締結協議を行い、協議が整った場合には、豊見城市契約規則等に従い、契約を締結する。

12 辞退

企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を事前に電話連絡のうえ、担当窓口へ速やかに提出すること。なお、辞退したことをもって、市教育委員会はいかなる不利益な取扱いもしない。

13 その他留意事項

- (1) 一の参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出書類の作成等に要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 市教育委員会は、提出された企画提案書等について、本プロポーザルの選定以外に使用しない。
- (5) 企画提案書等提出後、企画提案書の記載内容の追加及び変更は認めない。ただし、市教育委員会が企画提案書の差替えや変更、又は取消しを必要とした場合にはこの限りではない。
- (6) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、市教育委員会がプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された書類等の取扱いは、豊見城市情報公開条例に定める非公開情報を除き公開の対象となる。
- (8) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (9) 企画提案書提出事業者が1者のみとなった場合でも、本プロポーザルでの選定は実施する。

担当課

豊見城市教育委員会 教育部 学校教育課

学校教育班（担当：當銘）

住所：〒901-0292 豊見城市宜保一丁目1番地1

電話：098-850-0035

FAX：098-850-1860

e-mail：kyouiku-g@city.tomigusuku.lg.jp